（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第四十六条　地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一項（附則第九条の二」とあるのは「第一項」を「第七十二条の四十八第一項」とあるのは「同条第七項中「から第三項まで」とあるのは「」に、「」と、「第三項（附則第九条の二」とあるのは「」を「の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）及び第二項並びに」に、「」と、「前項（附則第九条の二」を「の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）」と、同条第八項中「前項」に、「」と、「、附則第九条の二」とあるのは「、」を「の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、第七十二条の四十八第一項」と、「第七十二条の二十四の七第一項第二号」とあるのは「」に、「」とする」を「の規定により読み替えられた第七十二条の二十四の七第一項第二号」と、「同条第四項」とあるのは「暫定措置法第二条第一項の規定により読み替えられた附則第九条の二の規定により読み替えられた第七十二条の二十四の七第四項」とする」に改める。

第十九条の見出しを「（犯則事件の調査及び処分）」に改め、同条中「第二章第二節第六款」を「第一章第十六節」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十七条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第四十八条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち地方税法附則第十二条の二の二第二項第三号及び第十二条の三第一項の改正規定中「附則第十二条の二の二第二項第三号」を「附則第十二条の二第二項第三号」に改める。

（地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第四十九条　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、地方税法の目次の改正規定中「「第七十二条の七十」」を「第七十二条の七十一」に、「」を削り、「第五款　削除　犯則取締（第七十二条の七十三―第七十二条の七十六）」を「第四款　督促及び滞納処分（第七十二条の六十六―第七十二条の七十二）第七十二条の七十五）」を「第四款　督促及び滞納処分（第七十二条の六十六―第七十二条の七十五）」に、「第六款　交付」を「第五款　市町村に対する交付」に、「第百三十八条」を「第百四十二条」に改め、「第五款　犯則取締り（第百三十九条―第百四十二条）」を削り、「第六款　市町村」を「第五款　市町村」に、「第百七十七条）」を「第百七十七条の五）」に改め、「第四目　犯則取締り（第百七十七条の二―第百七十七条の五）」を削り、「第五目　交付」を「第四目　市町村に対する交付」に改め、「第四目　犯則取締り（第百七十七条の二十四―第百七十七条の二十七）」を削り、「第四百六十三条の十―第四百六十三条の十四）」を削り、「第四目　犯則取締り（第四百六十三条の十―第四百六十三条の十四）」を「第四百六十三条の十四）」に改め、「第四目　犯則取締り（第四百六十三条の十―第四百六十三条の十四）」を削り、同法第二章第二節第五款を削る改正規定、同節第四款中第七十二条の七十の次に一条を加える改正規定、同節第六款の款名の改正規定、同款中第七十二条の七十三を第七十二条の七十二とし、第七十二条の七十四を第七十二条の七十三とする改正規定、同法第七十二条の七十五を改め、同条を同法第七十二条の七十四とする改正規定及び同法第七十二条の七十六を改め、同条を同法第七十二条の七十五とする改正規定を削り、同節第六款を同節第五款とし、同節に一款を加える改正規定を次のように改める。

第七十二条の七十一から第七十二条の七十六までを次のように改める。

第七十二条の七十一から第七十二条の七十五まで　削除

第七十二条の七十六　道府県は、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に対し、当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

第七十二条の七十六の前に次の款名を付する。

第五款　市町村に対する交付

第二条のうち、地方税法第二章第七節の節名及び同節第一款から第六款までの款名を削る改正規定中「第六款」を「第五款」に改め、同法第百七十七条を改め、同章第八節中同条を同法第百七十七条の二十七とする改正規定、同法第百七十六条を改め、同条を同法第百七十七条の二十六とする改正規定、同法第百七十五条を改め、同条を同法第百七十七条の二十五とする改正規定及び同法第百七十四条の前の見出しを削り、同条を改め、同条を同法第百七十七条の二十四とし、同条の前に見出しを付する改正規定を削り、同法第百七十条から第百七十三条までを削る改正規定中「第百七十三条」を「第百七十七条」に改め、同法第百六十九条を改め、同条を同法第百七十七条の二十三とし、同条の次に目名を付する改正規定を次のように改める。

第百六十九条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項各号中「第百六十七条第六項」を「第百七十七条の二十一第六項」に、「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「外、」を「ほか、」に改め、同条を第百七十七条の二十三とする。

第二条中地方税法第百七十条の次に七条、一款、款名及び目名を加える改正規定（同法第二章第八節第二款第四目に係る部分に限る。）を次のように改める。

第百七十七条の二から第百七十七条の五まで　削除

第二条中地方税法第百四十八条の次に七条、一款、款名及び目名を加える改正規定（同法第二章第八節第二款第五目に係る部分に限る。）のうち、同目の目名中「交付」を「市町村に対する交付」に改め、同目を第四目とし、第百七十七条の六の見出しを削る。

第二条中地方税法第四百四十五条の次に四条、一款、款名及び目名を加える改正規定（同法第三章第三節第二款第四目に係る部分に限る。）を次のように改める。

第四百六十三条の十から第四百六十三条の十四まで　削除

第二条中地方税法附則第十二条の三の改正規定の次に次のように加える。

附則第十二条の四を削る。

第二条のうち、地方税法附則第二十九条の八の次に十条を加える改正規定（同法附則第二十九条の十四に係る部分に限る。）中「犯則取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に、「第二章第八節第二款第四目」を「第一章第十六節」に改め、同法附則第三十条第二項を改め、同条第三項から第六項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第三十条の二を削る。

附則第十八条第九項中「又は附則第十五条の二第一項」を「、地方税法附則第十五条第十六項若しくは第三十四項又は新法第十五条の二第一項」に改める。

附則第三十六条第二項中「平成三十一年十月三十一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附則第四十四条中日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律第三条第三項を削る改正規定を次のように改める。

第三条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　金田　勝年
財務大臣　麻生　太郎